

平成 29 年度 第 3 回彦根市図書館協議会 議事録

開催日時：平成 30 年 3 月 20 日（火） 午前 10 時 00 分から午前 11 時 45 分まで

開催場所：彦根市立図書館 第 1 集会室

出席者

協議会委員：森 将豪	委員	【彦根市社会教育委員】
松岡 寿子	委員	【ひこね児童図書研究グループ】
久木 春次	委員	【彦根市地域文庫連絡会】
安達 昇	委員	【彦根市 P T A 連絡協議会】
國松 完二	委員	【滋賀県立図書館】
平井 むつみ	委員	【滋賀文教短期大学】
山口 祥子	委員	【彦根の図書館を考える会】
西澤 祐子	委員	【公募】

教育委員会：西川教育部参事

事務局：神細工図書館長、北川図書館次長、田中副主幹

内容

事務局：ただいまから、平成 29 年度第 3 回彦根市図書館協議会を開催する。会議に入る前に、教育部参事の西川が挨拶をさせていただく。

教育部参事：平成 29 年度第 3 回彦根市図書館協議会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

平素は、本市の教育行政ならびに図書館運営に、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日は、1 月に開催した第 2 回図書館協議会に引き続き、図書館の評価項目等について、ご検討をお願いしたいと考えている。

前回の協議会において頂いたご意見を参考に、事務局で評価表などの案を作成した。この案について、委員の皆様からご意見をいただき評価項目等について決定し、平成 29 年度分から評価を行いたいと考えている。

委員から積極的なご意見を賜るようお願い申し上げ、開会に当たっての私のあいさつとする。

事務局：矢守委員と木村委員は所用により欠席との連絡があった。本日は、委員 10 人中、8 人の委員の出席がある。「彦根市立図書館の設置および管理に関する条例施行規則」第 22 条第 2 項に規定する半数以上の委員の出席があるので、会議が成立することを報告する。

また、図書館協議会は原則公開としているので、お知らせする。

これより先は、同施行規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、安達会長に議長として進行

をお願いしたい。

会長：12時までという時間であるのでよろしく願います。

議題1について事務局の説明を求める。

- 事務局から資料1、2、3について説明 -

会長：ここまでで質問や意見はあるか。

会長：資料1の年度は、29年度と30年度はどのようになるのか。

事務局：来年度の当初には、評価表を2枚お渡しすることになる。まず、平成29年度の結果を書き込んだものが1枚。資料中の平成〇年度は全て、平成29年度となる。平成29年度は目標が未設定のため、目標等は斜線になるが、すべての項目が埋まったものをお渡しする。同時に、平成30年度の目標と取組予定が書かれているものをお渡しする。

次年度の6月には、これら2枚の評価表を委員にお渡しできるようにしたい。

事務局：29年度分は今、説明をしたとおり目標、取組予定は斜線または空白としたい。取組結果について実績に基づいた評価をしていただきたいと考えている。

会長：目標のところには数字が入るのか。

事務局：そのとおり。

事務局：毎年、6月の協議会には前年度の結果と、当年度の目標の2枚の評価表が出ることになる。

委員：図書と密接なかかわりがある委員が多い。自分の仕事の上でのことやいろいろな活動を通して図書と接触がある。しかし、違った見方をすると、気づかされることがある。

近所に住んでいる人が、最近、図書で植木のせん定について勉強されている。図書館に行ったら、図書が無料で借りられることを知らなかったと言っておられた。社会教育の立場から考えると、図書館は、生涯学習ができる、そのとっかかりとなる場所である。図書館には司書がいて、いろいろな情報を提供してもらえる。図書館に来れば問題解決の糸口がつかめるということを情報発信してもらえれば、今まで図書館と縁がなかった人が図書館に行って勉強できるようになる。実際、事業に取り組むときに注意事項としてもらいたい。案自体には異論はない。

事務局：彦根市立図書館も加入している、滋賀県の図書館協議会がある。その協議会でも、図書館の認知度が低いためPRしてこうとポスターを作ったり、小冊子を作ったりしている。協議会の中で、図書館から発信しようとしているところである。

委員：そういったパンフレットができれば、全戸配布してもらいたい。

教育部参事：そういった意見を踏まえ、資料1の1-④にあるホームページによる情報発信といった評価項目もある。こういったことをした方が良いという評価項目があれば、ご意見いただきたい。

委員：今年度、広報に図書館からのイベントが掲載されていたが、その号だけで終わって

た。広報紙へ定期的に図書館のコーナーが掲載できれば、随分と違うのではないか。

また、利用者アンケートは図書館を利用する人、つまり図書館に関心がある人のアンケートであるため、この結果は90%以上が満足しているという結果が出てくると思う。一般市民がどう思っているかは違うということをよく聞く。図書館を利用していない人に来てもらう、関心を持ってもらうための方策も大事ではないか。

そのためにも、来館されない一般市民向けに抽出したアンケートの結果を見る必要もある。それを評価の中に入れておくことも、いいのではないかと思う。

会長：来ない人の声は、図書館にとっては厄介かもしれないが重要。例えば、土日ぐらい朝9時から開館してはどうかという声もある。

委員：評価の方法は数値で表せないものは、取組予定などを記述すると書いてあるが、数値で評価する欄と記述で評価する欄があるということか。数値が出れば数値だけで、記述で評価は出ないということか。

事務局：目標数値を設定したものは、数値で評価が出る。

事務局：数値があれば、取組予定などは空白になるのではない。数値がないものは記述評価しかないが、数値評価があり、数値を上げるための取組をしているものがあれば、それも記載するように考えている。数値と記述の両方と自己評価を見ていただいて、外部評価をいただきたい。

委員：長浜市の評価表は、取組の内容が「これをこうします」と書いてありわかりやすかった。彦根の評価表は箇条書きになっていて、数値が出てくるようになっている。内部であればこれでわかると思うが、公表するのであれば、長浜市のように具体的に書いてあった方が見やすいと思う。

会長：見てもらいやすい方が良い。

委員：アンケートの内容は良いと思うが、前回アンケートを取った時に、回答数が93と100に満たなかったのは少ないと思う。利用者ももっといると思うので、たくさん書いてもらうか期間を長くしてはどうか。

事務局：会長からも、前回に同様の意見をもらっている。前はカウンターではなく、開架室にアンケートを設置して、あまり声かけもせず書いていただいていたので、今回は声かけをしながら、少しでも多くの人から回答をいただけるように努める。また、期間や時期についても考慮していきたいと思う。

会長：数値と記述があるのは、数値は低いけど、取組をしているといったことも書きたいということか。

事務局：そういうこともある。

委員：29年度の評価について、評価基準が目標かあることが前提になっている。目標がないものに対して、どのように評価をしていくのか。

会長：29年度について、内部で目標を立てていたのか。

事務局：設定している数値目標もあるが、評価表にあがっている大部分については、目標を

定めていない。目標が無ければ評価ができないと思う。

会長：28年度実績は、数値があげられないか。28年度実績に対して、29年度実績がこうであったというぐらいしか見ようがない。

事務局：目標を定めていないので、後付けで数値をあげるのはおかしくなってくる。27年度28年度の実績を示すか。

会長：過去の実績から「29年度はこうだった」としか言いようがない。

事務局：目標がない代わりに、評価していただきやすいよう過去2年度分程度の数値を示しながら評価してもらえよう欄を追加する。

副会長：この間の数字の動きと、県内含めて図書館全体の数値の動き、特に貸出冊数など、滋賀県ではここ数年全体的には減少気味である。そういうものに照らして、彦根はどうであったのかを当初の評価としていくのではないか。

毎年の年度の目標を、すべて立てなければならぬのか。32年度の間目標を別途、立てるのであれば（不要ではないか）。長浜市でも、項目によっては毎年目標がいるのかという話になった。目標を立てても、微々たる変化しかないケースがある。ある程度、年数をかけて取り組まなければいけない事業もある。これだけの項目の30年度目標を入れるのは、それなりに大変だと感じる。

基本的に項目は変えないということであるが、評価するにあたっての数字が荒い部分もあるので、その辺りがどこまで細かくできるかも考える必要がある。例えば、1-①-ク資料受入冊数となっているが、実際に必要なのは購入冊数である。また、彦根は移動図書館をしているので、移動図書館と本館でそれぞれどのような本の揃え方をしているか、どのような分野の本がどの程度買えているかといった細かい数字を見ないと、評価しづらいものが出てくる。

その辺りは、出てきた数字でどこまで深く自己評価、外部評価ができるのか検討しながら、評価項目を変更していけばいいと思う。

委員：私は主に子ども対象のブックスタートやおはなし会に関わっている。この間、ショックを受けたことが二つあった。一つは、ブックスタートで図書館の案内をしたところ、保護者から「図書館はどこにあるのですか」と聞かれたことである。図書館は、子どもとその保護者に利用してもらわないと、発展性がない。図書館がここにあるということを市民全員が知らないと困ったと思う。

もう一つは、英語で絵本を楽しもうというイベントをしたときに、アンケート結果に図書館の行事に参加したことが初めてという人がいたことである。日本語のおはなし会もずっと開催しているのに、全然来られなかったのかなと思う。

私や皆さんが思っているのと、一般の人が思っていることの差がかなりある。せめて、図書館の位置ぐらいは把握しておいてほしいと思った。

委員：私は子どもが幼稚園児だが、図書館に行ったことがない保護者はたくさんいる。なぜ行かないのか聞くと、子どもを連れてくるのが大変だからだ。走り回るし、二人以上いた

らあっち行ったりこっち行ったりするし、自分の本はもちろん選べないし、うるさくしたらだめだし、機械を勝手に触ったらだめだし、下に座って絵本広げたらだめだし、私ももう行きたくないと思ったことがある。自分の本は予約したものを受け取るだけである。子どもの本を選んで読んでいても、その間にもう一人が走り回ることが大変だから行かない。子どものコーナーがないと保護者は行きづらいと思う。

委員：反対に、親子連れで来ている人が、優しく読み聞かせをしている姿をよく見かける。そういう時は、いいなあと思って見ている。来れない人が多い、図書館の位置すら知らない人に、来てみたらすごくよかったからこれから利用したいというものがあれば良いと思う。

会長：受け入れは大変かもしれないが、それが実情ということで、その辺りを見据えながら対応いただきたい。

委員：図書館のレベルアップを図って、皆さんに図書館が楽しい場所で有意義な場所である。行政に図書館が大事な場所であることを認識してもらいたい。

委員：図書館は本を借りるだけでなく、情報が集まってきたり、情報発信ができたりする、一つの核になる所だと思う。1960年代にドイツのウルム大学ではキャンパスを作るときに図書館を中央に配置したと記憶にある。図書館はあらゆる分野の人がやってきて、情報交換ができる場であるべきで、そうならないと、図書館の場所を知らなかったり、図書館を無料で利用できることを知らなかったりする人が出る。うまく情報発信していけると、底上げができるようになるのではないか。

会長：外からの意見も吸収できるような体制を考えてもらいたい。

委員：図書館の利用者アンケートの9-④職員の対応はいかがですかについて、職員というのは図書館の場合は司書になる。司書なので、ほかの市の職員とは受け答えする内容が違う。本を通しての受け答えになる。かつこの中の応接態度、身だしなみ、言葉使い、説明等というのは一般の職員の項目であって、図書館の職員では違うのではないか。検討いただきたい。特に、説明について、本について利用者が求めているものを的確に提供できるか、利用者のやり取りの中から広げていけるかといった役目を職員は担っているはずなので、その辺りのことを含めていただきたい。

事務局：レファレンスに対して的確な対応ができたかということか。

委員：そのとおり。

⑩の図書館の総合評価はいかがですかは、9項目を総合的にみるとどうかということか。図書館が総合評価をしていて、それに対する意見ということではないか。

事務局：全体として図書館の評価はどうかということである。わかりやすいように表現を改める。

会長：議題2について事務局の説明を求める。

会長：今の説明に対して、質問、意見はあるか。

委員：8 ページの一番下にあるその他について、複写依頼 3 件とあり合計とあるが、合計 266 件の複写に対する問い合わせがあり、その内、複写に対応したのが 3 件ということか。

事務局：そうではない。複写依頼が 3 件ということである。

委員：提供不可とあるのは何か。

事務局：提供不可とあるのは、予約・リクエストをいただいたがその資料を提供できなかった、あるいは、しなかった数である。例えば、リクエストをいただいた本がコミックであったりすると、彦市立図書館はコミックを収集していないので提供できないことになる。

委員：キャンセルは何か。

事務局：キャンセルは、予約したけれども、借りないこととされた数である。

委員：資料の複写依頼は 3 件しかなかったのか。

事務局：リクエストに対する複写の依頼になるので、国立国会図書館から取り寄せるなどである。本のコピーは、もっと頻繁にしてもらっている。

委員：今年度、児童書が多く除籍されているが、除籍された本はどうなるのか。これを活用している図書館もあるが、彦根市ではどうしているか。

事務局：ここ 2、3 年までは、購入などの受入が多く、除籍冊数が少なかったため蔵書冊数は増え続けてきた。ここ 2 年ほどは、書庫の収容能力が限界であるため、除籍を積極的に進めることとした。使える本については、入れ替える等している。除籍した本は、利用されない本である。複本を除籍し、一部はリサイクル市に回しているが、それ以外は、資源回収に回している。

委員：廃棄ということか。

事務局：廃棄している。

委員：廃棄本でも利用したいという人はいると思う。そういうことでの活用は考えていないか。

事務局：多量に廃棄をしたが、廃棄する分を皆さんに見てもらうことはできていない。図書館がまだ利用が可能と判断した本は、リサイクル市などで再利用、提供している。

委員：図書館が良いと思って入れている本を廃棄することは、もったいないと思うので、活用方法を考えてもらいたい。

委員：9 ページの視聴覚ライブラリーについて、図書館に点字図書も置いてあるのか。

事務局：当館では、点字広報等は置いているが、基本的に視覚障害者を対象にした本は置いていない。障害者サービスを実施するにあたり、市内に、以前は点字図書館、現在は県立の視覚障害者センターが松原にあるため、身体と内部障害者に対しては当館でサービスを行い、視覚障害者は、点字図書館、現在は視覚障害者センターでサービスを行うことにしている。

委員：連携はとらず、視覚障害者はセンターに任せているのか。

事務局：十分な連携はできていないのが現状である。センターで図書の点訳や録音をされる際には、館長の判断で通常の貸出期間を超えて利用してもらうことはしている。

委員：向こうにもボランティアがいて、点訳等もされているようだが。

事務局：当館の本を使っておられる。

委員：最近、センターに行っているが、図書館に視覚障害者向けの資料があったか気になったので質問した。視覚障害者センターで全てをまかなうようにしているということか。

事務局：一部、点字資料とはこういうものであると示すための資料はある。全く無いわけではないが、十分ではない。

副会長：今の件について、視聴覚ライブラリーは、(視覚障害者の資料とは) 全く別のものである。彦根市は図書館が視聴覚ライブラリーを兼ねている。視聴覚ライブラリーは地域の自治会や子ども会などの団体に、主に映画のフィルムや研修用の資料を貸し出すために設置されている。

委員：健常者が対象ということか。

副会長：そのとおり。個人に貸し出すのではなく、自治会などの団体が対象。障害者向け資料は、7ページの蔵書の内訳としてあげた方が適切だと思う。種類としては、大活字図書や、デジジー図書というものがある。デジジー図書の仕組みは、サピエ図書館に加入すると、自分の図書館でもCD-ROMを作って所蔵もできる。子ども向けであれば、点字絵本や触れる絵本などが該当する。

本来は、図書館の蔵書の中の墨字(活字)以外のものとして扱う。障害者だけでなく高齢者も利用できるカセットテープ等も含まれる。

ここで書かれている視聴覚資料は、そういった蔵書とは異なったものである。

障害者サービスは行っているので、障害者向け資料としてどういったものがあるかは、蔵書の内訳として今後、あげていった方が良いと思う。障害者センターを利用している人も、彦根は地元だからよいが、全国的には日常の利用は公共図書館を使いたいという視覚障害者が圧倒的に多い。こういったことを含めて考えていった方が良い。

委員：資料4の2ページについて、おそらく今年度は前年比マイナスだろうということだが、昨年と今年だけでなく、5年などの長いスパンで見て、減少傾向にあるのか、今年だけが落ちているのか。それと、人口の関係がどうなっているのか。これらがわからないと検証のしようがない。

事務局：本館の数値で見ると。25年度が556,000冊余り、26年度が561,000冊程度、27年度が582,000冊余り、28年度が560,000冊程度になる。29年度は資料に示したとおり。29年度統計に昨年の3月の数値を入れて計算すると、551,000冊程度になる。27年度までは増加しているが、28年度は県内ほとんどの図書館で減少となっている。29年度についても減少傾向が続いていると思われる。人口は、彦根の場合、増減はあまりない。社会的な傾向があると思っている。減少率でみると、27年度から28年度よりも、28年度から29年度の方が小さい。

会長：図書館要覧の 40 ページに数字の記載がある。ここ最近、それほど増減はない。

委員：10 ページの機材保有数について、所有しているものは映像機械だけか。音声に対する、マイクロホンなどの機器は所有していないのか。

事務局：今現在、マイクなど当館で所有しているものは無い。

事務局：視聴覚の機材は、16 ミリやビデオなどがあるが、音響は会議の時に使えるようなマイクなどは持っていない。

委員：基本的な備品で、高価なものでもないもので所有してもらいたい。

委員：それは貸し出しをするために用意するのか。

委員：ここで行事を実施するのに使用するためのものである。

会長：16 ミリ映写機の講習会は今もやっているのか。

事務局：ここ数年は行っていない。

会長：16 ミリ映写機を使用するには、講習会の終了証が必要でなかったか。

副会長：現在、県内で講習会を実施しているのは、大津市だけである。

事務局：16 ミリ映写機の使用は 1 年に 1～2 回あるが、DVD の普及によってデータプロジェクターの利用が多くなっている。

講習会を実施するには、県の中級の視聴覚の資格を持ったものが講師をする必要がある。資格を持った者がいない場合は、講習を行うことができないことも問題である。

副会長：県内では、視聴覚ライブラリーを図書館に併設しているところが多いが、どちらかというと廃止の方向に進んでいる。草津市と守山市は廃止した。映写機の講習は 8 ミリと 16 ミリであり、現在の利用はほとんどが DVD で資格が不要なため、利用そのものが昔と比べると非常に少なくなっている。

図書館に併設しておく、業務としても負担であるので、視聴覚ライブラリー自体をやめてしまう自治体も増えてきている。彦根ではどうか。

事務局：備品の部品交換などだけで、新たな資料の購入費用などは予算要求していない。ときどき、自治会などが借りに来るが、あまり利用もないのが現状である。

事務局：視聴覚ライブラリーの対象は、社会教育、学校教育を行う団体になっており、図書館で個人貸出をしている DVD とは別のものである。視聴覚ライブラリーの資料は個人貸出できない。図書館で権利関係を取得して貸し出しをしているところは、個人貸出をしている。分かりにくいですが、別のものである。

会長：評価も含めて何か意見はあるか。

委員：評価項目 5-②図書館に関わる各ボランティア団体との連携と協力について、ア：ボランティア団体との連携回数に意見交換の実施とあるが、各関係団体が主催しているおはなし会などはかなりの回数になっている。取組の回数もあげてもらうことが大事なのではないか。

広報ひこねを見ると、催し物の紹介で図書館に関する記事が大きくとられている。いろいろな団体が主催をして図書館で行事をしている。好評なところもある。

他自治体で聞くと、図書館主催で司書が実施していることが多い。図書館だけがする必要はない。いろいろな団体と連携していくことが大事なので、各種団体との意見交換の実施に加えて、ボランティア団体の行事实施回数の評価をしてはどうか。

また、前回の協議会時、評価項目に基本計画をどのように進めていくかの目標、実績が必要ではないかと提案したが、提案された評価表に項目がない。項目が大きく、つかみどころが無いところがあるかもしれないが、これに関する評価項目が入るのかということと、入らないとしても、協議会の中で、計画を公表しているのであれば留まることなく整備計画を進めていく必要もある。我々にも市民にもわかるような工程表を作っておく必要があるのではないか。それと、実際には、予算がひっ迫しているから駄目だというのは別の話であって、基本計画についての流れを示していただきたい。

教育部参事；基本的な図書館整備の流れは、一般的には、整備計画のあと場所の選定、ただし選定の方法も問題であり協議をしていこうというのが1年前。場所の選定については、基本計画に基づき、中央館は河瀬・亀山地区で進めている。この中で適地はどこなのか見定めていく必要がある。場所を決定すれば、次は用地買収や文化財の調査、同時進行で、実施計画策定や、全体的なネットワークの関係の話も出てくる。実施計画により、どのような図書館にしていくのか、またスケジューリングができると考える。流れは、このような形になる。

場所が決まると用地買収、財源の話は切り離せない。通常、ハード整備を行うときは、社会資本整備総合交付金や補助金、地域活性化債、公共施設の適正管理事業債等の活用が考えられる。図書館に関しては、地域活性化債が使えるという形で進んでいたが、平成28年度に対象事業に絞り込みがあり、地域活性化債が使えなくなった。また、本市でも立地適正化計画を策定しており、この計画に沿った整備であれば、補助や事業債が使えるが、中心市街地や、市街化区域での整備とか、計画で定める区域内への施設の集約が条件となっている。公共施設管理計画は、その前提が延床面積の縮小や施設の複合化や集約化であり、事業の対象にならないことが見えてきた。

こういった中で、ほかの都市でもハード整備において民間活力の活用に取り組まれている。個人的な考えだが、図書館に限らずハード整備を行うときに、民間の開発業者とタイアップする事業が全国的に出てきている。PPPやPFIと言われるものである。図書館の運営は、直営で行うべきと考えているので、ハード整備だけの考えである。広く地域として開発をする中に、民間資本で、行政が街づくりを考えている施設、ここでは図書館だが、民間で整備いただき、余剰の公共用地を民間に貸し出して経済活動をしてもらう。そうすると、面的なまちづくりもできるのではないか。そういった民間の開発資本の活用は、具体的には指定管理制度が始まった平成18年ぐらいから始まっている。PPP、PFIという言葉をお聞きになったと思うが、具体的には進みづらかった。国では平成27年度に、各行政で施設を整備するときには、先ず民間の活力が活用できないか判断すること、その判断の基準を作ることに通知を出し、人口20万人以上の市では指針を作った。近々、

20万人以下の行政についてもこういった通知が出されるのではないかと、本市の企画部門とも話をしている。先ず、そういった民間活力の活用ができないかという判断を、基準に従ってやるように国が動いてきている。市としても、民間活力の活用を考えていく必要があるのではないかと考え、研究を始めているところである。

民活を進めるとなると図書館・教育委員会だけでなく、市としての体制整備の必要が出てくる。民間活力の活用は、行政改革の一環となってくるため、市の姿勢がはっきりしなければいけないことではない。平成18年の指定管理者制度導入のときも市として組織立ててやってきている。

そういった中に図書館を組み込んでいければ、財源の手当てができるのではないか。一歩でも動かしていきたい気持ちの中で、財源は大きなファクターであり、数年先に財源の当てがある状態で事業を進めることと、当てがない状態で進めることは大きく違う。本市も大きな事業がいくつか重なっている中で、将来に向けて財政調整基金が減少している。こうした中で、財源が求められるのであれば、一つの手法として民間活力の活用に取り組みないかという協議を昨年も行っている。

国や民間から財源が確保できなくても、市単独の資金で取り組むという、合意があれば進めやすいとは考えるが、立場上、進めるのであれば財源を確保したいと考えており、研究しているところである。

そういったことを含めて、現時点で整備計画の進捗度合いを評価の中に指標として入れることは難しいと考えている。

会長：現在の図書館の耐震化予算はどうなったか。

事務局：今年度、耐震診断をした。その結果、基準に満たなかった。1階開架部分の柱と柱の間に壁を2面、設けるよう指摘があった。端ばかりというわけにもいかず、中央辺りにも必要であるので、できるだけ利用者や本の配置に影響ないようにする。

また、裏側にあるひさしの柱の間3面にブレースを入れるよう指摘があった。

もう一点、書庫の周囲と中の柱を何本か補強するよう指摘があった。

これらの内容で耐震工事を行うための設計を、平成30年度の予算で要求している。現在、議会中で可決されれば、来年度のできるだけ早い時期に実施設計をしていきたい。実施設計を行えば、工事に進めていきたい。

壁を設けるとなれば、利用にも支障が出るので、休館の必要もあるかもしれない。利用者の安全を考える必要がある。休館する場合は、その期間をできるだけ短くしたい。まずは30年度に設計をしてもらおう計画である。

委員：この建物は、北部館として維持されるとのことなので、それは可能ということか。

事務局：計画にもあるとおり、ここは残していく。

委員：アンケートの要望等を記載する欄について、前回のアンケートでも何点か要望が出ていたと思うが、スーパーなどで要望を書くとその回答が貼り出してあるような形で、回答はしないのか。

事務局：匿名のアンケートなので個別に返事をするのではなく、店舗のように貼り出すということか。

委員：そのとおり。図書館から回答があればよいと思う。

事務局：ホームページでなら公表できると考える。考えさせていただく。

副会長：県立図書館では、ホームページと館内に掲示している。自由記入欄はいろいろな意見が出るので、集約して回答している。

会長：事務局から連絡事項をお願いします。

事務局：平成 30 年度第 1 回図書館協議会は 6 月に予定している。

副会長：評価は来年度から実際にやっていくことになった。日ごろから、図書館の活動を見守っていきたい。新しい図書館の建設の前に、今の図書館でできるだけいい形でサービスができるように協議会としても協力していきたい。本日の会議はこれで終了する。